

平成19年12月5日（水曜日）第4回定例会

出席議員（18名）

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	嶋田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課 財務室長	菅野英行	総合政策課行財 政改革推進室長
尾形清一	総合政策課 立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習 生涯学習課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習 生涯学習課長	清野健	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

議事日程第1号

第4回定例会

平成19年12月5日(水曜日)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 例月出納検査結果報告について
- (2) 議員派遣について
- (3) 第118回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 第5次寒河江市振興計画実施計画(平成20年度～平成22年度)について
- 〃 5 議第50号 寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 6 議第51号 寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑、討論、採決
- 〃 10 議第52号 平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- 〃 11 議第53号 平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 12 議第54号 平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 13 議第55号 平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 14 議第56号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 〃 15 議第57号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 16 議第58号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第59号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 18 議第60号 寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の制定
について
- 〃 19 議第61号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- 〃 20 議第62号 寒河江市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 〃 21 議第63号 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につい
て
- 〃 22 議第64号 山形県市町村職員退職手当組合格約の一部変更について
- 〃 23 議第65号 西村山広域行政事務組合格約の一部変更について
- 〃 24 議第66号 山形県後期高齢者医療広域連合格約の一部変更について
- 〃 25 議第67号 字の区域及び名称の変更について
- 〃 26 請願第6号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書の提出に関する請願
- 〃 27 請願第7号 後期高齢者医療制度の2008年4月実施の中止を求める意見書を政府等に
提出することの請願

- 〃 28 請願第8号 私学助成予算の充実を求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 29 請願第9号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願
 - 〃 30 陳情第1号 保険でより良い歯科医療の実現を求め意見書採択を求める陳情
 - 〃 31 陳情第2号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択を求める陳情
 - 〃 32 議案説明
 - 〃 33 質疑
 - 〃 34 予算特別委員会設置
 - 〃 35 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから平成19年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はおりません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により議長において、7 番木村寿太郎議員、13 番新宮征一議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成19年第4回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る11月30日午前9時30分から議会第2会議室において、委員6名全員出席し、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数、並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から12月18日までの14日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付しております日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの14日間と決定いたしました。

第 4 回定例会日程

平成 19 年 12 月 5 日（水）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月 5日(水)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、財産区管理委員選任議 案上程、同説明、委員会付 託、質疑・討論・採決、議 案・請願・陳情上程、同説 明、質疑、予算特別委員会設 置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
12月 6日(木)		休 会		
12月 7日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 8日(土)		休 会		
12月 9日(日)		休 会		
12月10日(月)		休 会		
12月11日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場

12月12日(水)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設文教委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
12月13日(木)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設文教委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
12月14日(金)		休 会		
12月15日(土)		休 会		
12月16日(日)		休 会		
12月17日(月)		休 会		
12月18日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員 長報告、質疑・討論・採決、 閉会	議 場

諸 般 の 報 告

伊藤忠男議長 日程第 3、諸般の報告であります。

- (1) 例月出納検査結果報告について
- (2) 議員派遣について
- (3) 第118回山形県市議会議長会定期総会の報告について

以上のことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

行 政 報 告

伊藤忠男議長 日程第 4、行政報告であります。

(1) 第 5 次寒河江市振興計画実施計画 (平成 2 0 年度 ~ 平成 2 2 年度) について
市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 第 5 次寒河江市振興計画の実施計画について御報告申しあげます。

実施計画は、平成 27 年度を目標年度とする、第 5 次寒河江市振興計画の具現化を図るため、毎年 3 カ年のローリング方式で策定するものであります。計画の内容につきましては、去る 11 月 21 日の全員協議会で御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。以上です。

質 疑

伊藤忠男議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 5、議第 50 号及び日程第 6、議第 51 号の 2 案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第50号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について及び議第51号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

三泉財産区管理会財産区管理委員が本年12月23日をもって、高松財産区管理会財産区管理委員が平成20年2月29日をもって、それぞれ任期満了となりますので、寒河江市財産区管理会条例第4条の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

2 議案について御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。以上です。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第 8、委員会付託であります。

ただいま議題になっております議第50号及び議第51号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第50号及び議第51号の2案件は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第 9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 50 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 50 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第 50 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 50 号はこれに同意することに決しました。

議第 51 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 51 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第 51 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 51 号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第10、議第52号から日程第31、陳情第 2 号までの22案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第32、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、議第52号平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた特別職及び一般職の職員の給与改定並びに人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うもののほか、西村山広域行政事務組合に対する分担金、国民健康保険特別会計繰出金、重度心身障害者医療費、小学校管理事業費などを追加するものであります。

その結果、8,850万1,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ137億6,572万8,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、給与等経費の調整により、3,519万円を各当該科目に追加するほか、第3款民生費は、国民健康保険特別会計繰出金734万2,000円、重度心身障害（児）者医療給付事業の扶助費967万円、乳幼児医療給付事業の扶助費400万4,000円を追加し、西村山広域行政事務組合分担金139万4,000円を減額するのが主なものであります。

第9款消防費は、西村山広域行政事務組合分担金1,813万8,000円、防火水槽撤去工事費として、消防施設整備事業費に109万円を追加するものであります。

第10款教育費は、施設の老朽化による補修工事に係る小学校管理事業費150万円及び中学校管理事業費150万円を追加するのが主なものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、市民税6,218万9,000円、県支出金1,285万3,000円、諸収入1,211万5,000円等を追加するなどして対応することといたしました。

第2表債務負担行為補正については、柴橋小学校給食調理業務に係る委託料の債務負担行為を追加するものであります。

次に、議第53号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定及び人事異動等による給与等経費の調整、下水道建設費の事業費の調整を行うものであります。

その結果、13万8,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ21億6,005万円とするものであります。

次に、議第54号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、老人保健医療費拠出金などを追加するほか、国保調整交付金算定システム改修費などを計上するものであります。

その結果、1,351万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ40億2,070万6,000円とするものであります。

次に、議第55号平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うものであります。

その結果、5万9,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億8,260万3,000円とするものであります。

次に、議第56号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第57号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第58号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会勧告を踏まえ、給料、扶養手当及び期末手当について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第59号寒河江市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江中央工業団地内の大字八鍬字鹿島、大字八鍬字南、大字米沢字下の一部区域について、字の区域及び名称を変更しようとするのに伴い、都市計画税課税区域の名称について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第60号寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の制定について御説明申し上げます。

企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、本市における企業立地を促進するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第61号寒河江市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

新住民情報処理システムの導入に合わせ、土地、建物に関する証明の手数料算定の方法を改正しようとするものであります。

次に、議第62号寒河江市後期高齢者医療に関する条例の制定について御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市が条例で定めることとされている普通徴収に係る保険料の納期等を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第63号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第64号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について御説明申し上げます。

退職手当組合を組織する一部事務組合のうち、2組合が解散したことに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第65号西村山広域行政事務組合理約の一部変更について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に

より提案するものであります。

次に、議第66号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明申し上げます。

広域連合の事務所を移転するのに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により提案するものであります。

次に、議第67号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

寒河江中央工業団地の第3次拡張分の造成が完了した大字八鍬字鹿島、大字八鍬字南、大字米沢字下の一部の地域について、立地企業の利便性の向上を図るため、字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

以上、16議案を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第33、これより質疑に入ります。

議第52号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第53号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第54号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第55号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第56号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第57号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第58号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第59号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第60号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第61号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第62号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 幾つかの点についてお尋ねをしたいと思います。

この条例の第1条でも示されておりますように、本市が行う後期高齢者医療については、法令及び山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、この条例で定めるというふうなことになっておりまして、法令なり県の条例、広域連合の条例ね、これが一体のものとしてあるわけでありまして、したがって、それに基づいて寒河江市がやるためには、この県の条例、これもわからないと検討のしようもないというか、全く一体のものでありますので関連しているわけがあります。

したがって、さきに行われた定例懇談会でしたか、の説明の際にも、県の条例、広域連合の条例を示してほしいというふうに求めました。しかし、30日に広域連合議会が開催されて、そこで決定されるので、その後にしてほしいというふうなことだったんですね。ところが、やはりきょう市の条例が提案されているにもかかわらず、議員の皆さんに配付されていない。私、きのうの夕方行って、私自身はもらってきましてけれども、やはりこれではだめだと思っんですね。この会期中に、まず議員に県の条例を渡してほしいということと、やはりこういうものはもっと機敏にお願いしたいということとをまず要望し

ておきます。

それから、お尋ねでありますけれども、法令、国の方でも来年の4月1日にスタートということで、わたわたとなっています。ただ、マスコミなどの報道によりますというと、一部凍結だの何だのって、極めて流動的な部分がありますね。したがって、今現在、この制度でこの流動的な部分というのがあるのかどうなのか。この点まず一つお尋ねをしたいと思います。

それから、二つ目でありますけれども、この発足によって、これに伴って国保や老人保健の関係もえらい関連してくるのね。そういうふうな関係で、保険料の額とか、徴収の方法、サービス内容の変更などがどうなっているのか、どうなるのか。この後期高齢者医療の発足に伴って関連してくるので、その辺をお聞きをしたいと思います。

それから、罰則の関係でありますけれども、この市の条例の第6条及び第7条などは、広域連合の条例の第27条や28条とダブる形になるわけでありますけれども、そういう場合の罰則というのは、ダブルになるのか、どちらか片方がするというふうになるのか、この辺の見解もお聞かせをいただきたいと思います。

あと、さらに中身的にはたくさんあるのでありますけれども、まずこの点だけお聞かせをいただきながら、それぞれあと委員会付託があるわけありますから、委員会審議の際には県の条例ももう既に決まっているわけありますから、それを渡していただいて、それと一体のものとして審議できるようにぜひお願いをいたしまして、まず第1問といたします。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 今、議員さんから御質問がありましたように、県の後期高齢者医療連合の条例につきましては、11月30日に広域連合議会で決定になったところであります。それを受けて、このたび寒河江市の後期高齢者医療に関する条例の制定の提案でございますが、これも今ありましたように、県の条例とあいまって寒河江市ですべきものを定めるという意味で、一つは市町村で分担する事務に関することを2条で定めて、それから、普通徴収に係る保険料の納期等に関する事、それから市町村の事務となっている保険料徴収に関し、その徴収すべき被保険者に関する事などを定めているのがこの寒河江市の条例でございます。

まず1点目の質問の、流動的な部分はどうかというようなことでありますが、市町村の担当として事務を進めるに当たって、それは情報としてとらえておりますけれども、それが決定になったことに対応した事務を進めるというのが原則かと思っておりますので、情報は的確に把握しながら、法整備なり決まったことに対して対応してまいりたいというふうに思っております。

ただ、1点の保険料の凍結等に関しましては、県の条例の中で半年間は免除、それからあとの半年間については10分の9を免除するというようなことが決まっておりますので、これは県の条例の中で決められたというふうなことであります。

あと、もう1点の国保並びに老人保健とのかかわりは、大きく後期高齢者の医療制度はかかわってまいります。

まず大きくは、国保から約4,200名以上の方が後期高齢に移行するということがありますので、後期高齢のみならず、国保のいろいろな保険料なり国保の運営についても大きくかかわってくるものというふうにとらえながら、双方の調整を図りながら事務を進めてまいりたいということが肝要かと思っております。

老人保健につきましては、あくまで今度制度的には老人医療が後期高齢に移行するというございますので、経過措置で暫定的な移行に関する部分の重なりはありますけれども、制度的な移行を的確に進めてまいるというふうに考えております。

後でありました罰則等でございますが、市の条例で定めている罰則のこと、それと県の条例で定めている罰則との重なり具合等々の整合性につきましては、十分精査した上で、それぞれに関連するものはそれぞれのものを的確にとらえて対応するのが妥当かというふうに思っておりますので、その辺は整合性をとりながらやってまいりたいというふうに考えております。以上です。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 大要の部分は、まず1回目の課長の答弁でわかりましたけれども、これから審査、委員会付託になって、していくわけでありまして、したがって、そこに対しての資料の提出なども求めたわけでありまして、その辺についての答えがありませんでした。したがって、ぜひお願いをしたいということ、何か話によると、前の定例懇談会だったか全員協議会だったかちょっと定かではありませんけれども、先ごろ、この後期高齢者医療の説明をした際に、あるいは実施計画の説明を受けた際だったかわかりませんでしたけれども、その県の条例を配付してほしい、あるいは説明をしてほしいと求めたのに対して、30日過ぎに出すというふうに言っておったわけですね。あるいは、30日前にも議案としてもう出ているんだから、できれば説明もお願いしたいと言ったのだけれども、30日以降にしてほしいということで、わかりましたというふうに言っておったのですが、一部の人には出ているようなんです。したがって、議会として会議の際に求めたやつはみんなに配付になるように、当局の方としてもぜひ配慮をしてほしいということをお願いしておきたいと思っております。さっきの、資料出してくれるのかどうかだけ、きちっと答えていただきたいと思っております。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 資料の提供につきましては、一部の方へのみの提供をしてきたことは、これまでもございません。今ありました、県の条例等の資料につきましては、これは県の広域連合の議会で確定しておりますので、資料の提示についてはこちらで対応させていただきたいというふうに思います。

伊藤忠男議長 議第63号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第64号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第66号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 20年の5月1日というふうになっていますけれども、実際の移転はいつになるのか。4月末までは山形に事務所をそういうふうなことで、5月1日から寒河江というふうになるのか、移転などは、普通、役所は4月1日からというふうな認識もしておるものですから、そこら辺の関係でお聞かせをいただきたいと思っております。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 新たに建物ともども寒河江市に移転するための案件でございますが、実際建設につきましては、今、現場もそのとおり急ピッチで進めておりまして、新年度の移転事務を開始すると

いうことで、今、進められていると承っております。

ただ、建設着工が若干遅れたこともあって、そのとおりスケジュールが工程どおり進むかは懸念されますけれども、この取り計らい、段取りとしては、4月の事務所移転、それから事務所の建物の移転だけでなく、大きなものはシステムの全部の移転もございます。そんなことで、その稼動なども合わせて、この条例の施行そのものが5月1日というような制定になっているというふうに考えております。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 そうしますと、これは法的な、あるいは事務所、どこに所在しているかというふうな形になるわけでありますから、4月いっぱいはそのするというと山形というふうに制度上はなっているんだと、こういうふうな理解でいいわけですね。

伊藤忠男議長 議第67号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第6号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第9号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

伊藤忠男議長 日程第34、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第52号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思いをます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第52号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第35、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第56号、議第57号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号 議第64号、議第65号、議第67号
厚生経済委員会	議第54号、議第55号、議第62号、議第66号、請願第6号、請願第7号 陳情第1号、陳情第2号
建設文教委員会	議第53号、議第63号、請願第8号、請願第9号
予算特別委員会	議第52号

平成 19 年 12 月第 4 回定例会

散 会 午前 10 時 05 分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。